

本国会召集日(昭和三十三年十二月十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 早川 崇君  
理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君  
理事 網島 正興君 理事 福田 一君  
理事 坊 秀男君 理事 石野 久男君  
理事 佐藤 次郎君 理事 岡田 次郎君  
荒木 萬壽夫君 内田 常雄君  
奥村 又十郎君 押谷 富三君  
鴨田 宗一君 進藤 一馬君  
田中 角榮君 竹下 登君  
夏堀 源三郎君 南條 徳男君  
西村 英一君 濱田 幸雄君  
福永 一臣君 藤枝 泉介君  
古川 文吉君 細田 義安君  
毛利 松平君 山下 春江君  
山村 庄之助君 山本 勝市君  
春日 一幸君 久保田 鶴松君  
田万 廣文君 竹谷 源太郎君  
廣瀬 勝邦君 松尾 トシ子君  
山下 榮二君 山花 秀雄君  
山本 幸一君 横路 節雄君  
横山 利秋君

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)  
午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 早川 崇君  
理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君  
理事 福田 一君 理事 坊 秀男君  
理事 石野 久男君 理事 佐藤 次郎君  
理事 岡田 次郎君  
荒木 萬壽夫君 押谷 富三君  
鴨田 宗一君 進藤 一馬君

第一類第五号 大蔵委員會議録第二号 昭和三十三年十二月十六日

田中 角榮君 西村 英一君  
濱田 幸雄君 古川 文吉君  
細田 義安君 毛利 松平君  
山下 春江君 山本 勝市君  
石村 英雄君 春日 一幸君  
久保田 鶴松君 田万 廣文君  
竹谷 源太郎君 廣瀬 勝邦君  
山下 榮二君 山花 秀雄君  
山本 幸一君 横山 利秋君  
出席國務大臣 佐藤 榮作君  
大蔵大臣  
出席政府委員 大蔵政務次官 山中 貞則君  
大蔵事務官 正示 啓次郎君  
(理財局長)  
委員外の出席者  
大蔵事務官 村上 孝太郎君  
(大臣官房日本専売公社監理官)  
日本専売公社 松隈 秀雄君  
日本専売公社 小林 章君  
塩田 部長  
専門員 坂井 光三君

十二月十三日

委員田中角榮君辞任につき、その補欠として額綱彌三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員額綱彌三君辞任につき、その補欠として田中角榮君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員久保田鶴松君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名

で委員に選任された。

十二月十日

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣提出第八号)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)(予)

接収貴金屬等の処理に関する法律案(内閣提出第二五号)(予)

本日(の)會議に付した案件  
國政調査承認要求に関する件  
小委員会設置に関する件  
賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣提出第八号)

接収貴金屬等の処理に関する法律案(内閣提出第二五号)(予)

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣提出第八号)

接収貴金屬等の処理に関する法律案(内閣提出第二五号)(予)

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣提出第八号)

接収貴金屬等の処理に関する法律案(内閣提出第二五号)(予)

きましては、毎会期議長の承認を得て國政に関する調査をいたして参りましたが、今国会におきましても、税制に

關する事項、金融に關する事項、外國為替に關する事項、國有財産に關する事項、専売事業に關する事項、印刷事業に關する事項、造幣事業に關する事項及び補助金等にかかる予算の執行の適正化に關する事項の各事項につきま

して、國政に關する調査を行いたいと存じますので、議長に対し承認方を要求したいと存じますが、御異議ありませんか。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

附則

この法律は、日本國とラオスとの

間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

理由

ラオスが本邦に対して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して本邦が同国との間に締結する協定に基いて供与する無償の経済及び技術援助のための債務の処理に関する政府の経理を賠償等特別債務処理特別会計において行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律

(外貨債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において、同会計の負担において、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する公債を発行することができる。

2 前項の規定により公債を発行することができる金額の限度は、百八億円をその発行の時ににおける基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項の基準外国為替相場をいう。)で換算したアメリカ合衆国通貨の金額(その発行につき発行価格差減額があるときは、これをうめるため必要な金額を加算した金額)とする。

する。

(発行限度の繰越)

第二条 政府は、前条の規定により公債を発行することができる金額のうち、昭和三十三年度においてその発行(次条の規定によりこれに代えてする借入金を含む。)をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、昭和三十四年度において、同条第一項の公債を発行することができる。

(外貨借入金)

第三条 政府は、前二条の規定により公債を発行することができる場合には、その発行に代えて、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する借入金をすることができる。

(利子等の非課税)

第四条 第一条第一項の公債の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する公債の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

(省令への委任)

第五条 前四条に定めるもののほか、第一条又は第二条の規定によ

り発行する公債及び第三条の規定による借入金に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に「、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律(昭和三十三年法律第

号)第一条第一項の公債(以下「外貨債」という。)の発行又は同法第三条の借入金(以下「外貨借入金」という。)に因る収入金」を加える。

第四条中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に「、外貨債の発行又は外貨借入金に因る収入金」を「特別減税国債の償還金及び利子」の下に「、外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を、「特別減税国債の発行及び償還に因る諸費」の下に「、外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に因る諸費」を加える。

第七条第二項第四号中「計画表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計画表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還金及び利子」の下に「、外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を加え「並びに特別減税国債の発行及び償還に因る諸費」を「特別減税国債の発行及び償還

に関する諸費並びに外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に因る諸費」に改める。

理由

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において百八億円相当額を限度として外貨債を発行することができることとし、その発行限度の繰越その他所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

接収貴金属等の処理に関する法律案

接収貴金属等の処理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収された貴金属等、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金属等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミウム及びこれらの合金の地金及び製品
- 二 ダイアモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品
- 三 前各号に掲げるものの容器及び付属品

四 その他政令で定める物品

2 この法律で「接収」とは、本邦(政令で定める地域を除く。)内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

3 この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

一 接収された貴金属等(接収の後に溶解されたものを含む。以下「接収貴金属等」という。)

二 接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したもの、の代償である金の地金及び預金(これに係る利息を含む。以下同じ。)

三 連合国占領軍から接収貴金属等の引渡を受けた者が当該接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第十九号。以下「代替貴金属に関する法律」という。)第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金(連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。)

(他の法令との関係)

第三条 保管貴金属等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

(返還等の処理機関)

第四条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金属等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

(返還の請求)

第五条 その占有に係る貴金属等を接収された者(以下「被接収者」という。)又はその相続人(被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。)で、この法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者(その権利義務を承継した者を含む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、代替貴金属に関する法律第四条の規定により当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者(その権利義務を承継した者を含む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。

4 接収貴金属等の所有者(当該接収貴金属等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。)は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金属等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができる。

5 接収貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接収貴金属等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金属等の被接収者は、第一項の規定にかかわらず、当該接収貴金属等の返還の請求をすることができない。この場合において、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金属等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接収者又は接収貴金属等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

(接収貴金属等の認定及び請求の棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等については、返還請求者がその請求をすることができる者(以下「権利者」という。)であるかどうかを審査し、権利者であると認めるときは、当該接収貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2 前項の認定(返還請求者が権利者であると認めることを含む。)は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしななければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。

二 当該接収貴金属等の種類、形状又は個数(政令で定めるもの)については、総重量)を認定することができないとき。

三 当該接収貴金属等が保管貴金属等のうちでないことが明らかとなるとき(当該接収貴金属等が接収の後に溶解された可能性又は

保管貴金属等である第二項第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。)

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合においては、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替えるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(認定又は請求の棄却に対する不服の申立)

第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 前条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。(特定する場合の返還)

第八条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定(その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。)に係る接収貴金属等保管貴金属等のうちで特定する場合においては、遅滞なく、これを当該接収貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。

(特定しない場合の返還)

第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。

一 保管貴金属等のうち第二條第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。)で第六條第一項の認定に係る接収貴金属等と種類、形状、品位及び重量(第六條第三項第二号の政令で定めるもの)については、種類、形状及び品位)の等しいものがある場合には、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等の個数(当該政令で定めるもの)については、総重量。以下この号において同じ。)を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべ

二 第六条第一項の認定に係る接

[illegible]

準用する。

四 第六條第一項の認定に係る稼  
収費金屬等で次の表の上欄に掲  
げるものについて、前三号の規  
定により保管費金屬等の返還を  
受けることができない権利者が  
ある場合又は前三号の規定によ  
り返還を受ける保管費金屬等の  
評価額がその者についての当該

接収貴金属等の評価額（前三号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、これらの規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなす。

|                                                                          |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                                           |                                                                                                                                |                                                                                             |                                                                                                                             |                                                                                               |                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>白金の地金及び製品</p> <p>一 接収の後に溶解して作られた白金の地金</p> <p>二 第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの</p> <p>三 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>ルテニウムの地金</p> <p>第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>ロジウムの地金</p> <p>第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>パラジウムの地金</p> <p>第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>オスミウムの地金</p> <p>第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>イリジウムの地金</p> <p>第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>イリドスミンの地金</p> <p>第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものを</p> | <p>第二条第一項第一号に掲げる貴金属の合金の地金及び製品</p> <p>一 接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金</p> <p>二 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代る</p> |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

べきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものを  
第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の所有者、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものを

明した場合は、この限りでない。  
3 第一項の不服の申立は、第六條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定（その認定を変更する第七條第三項の決定を含む。）に対する不服をもつて、その理由とすることができない。  
4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。  
（受け取られない保管貴金属等の帰属）  
第十四条 権利者が、第十二条の通知を受けた日（前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日）から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合は、これらのものは、国に帰属する。

社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等（保管貴金属等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九条において同じ。）についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基づきこれらの者から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。  
3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができ。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずること認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。  
4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。  
（第五條第二項又は第三項の請求に対する返還）  
第十条 大蔵大臣は、第五條第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金については第六條第五項において準用する同条第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならぬ。  
2 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

属等の上に存するものとみなす。  
2 前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五條第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に應ずるものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものの接収当時の価額に應ずるものとする。  
（納付金）  
第十六条 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等（金属の地金及び製品に限る。）の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。  
5 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

（返還の通知）  
第十二条 大蔵大臣は、第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又は売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。  
（返還に対する不服の申立）  
第十三条 第八條から第十條までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ。2 前条の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを疎

2 前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。  
（接収貴金属等の上存した権利）  
第十五条 第五條第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九條の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上存した権利は、その返還の時から当該保管貴金

（納付義務に関する認定等）  
第十七条 第五條第一項から第三項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならぬ。この場合において、当該接収貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、

第一類第五号 大蔵委員會議録第一号 昭和三十三年十二月十六日

3 前二項の規定は、日本専売公

その旨をあわせて記載しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項前段の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金属等について第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならぬ。

3 第六條第二項及び第四項並びに第七條の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六條第四項の通知は、第十二條の返還の通知をする前に行わなければならない。

(納付金の求償)

第十八條 第八條から第十條までの規定により被接収者に返還された保管貴金属等については、第十六條の規定による納付金は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六條第一項に規定する必要費とする。

2 第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金属等を接収前の契約に基いて買い戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六條の規定によつて國に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

(税法の適用)

第十九條 その所有に係る接収貴金属等についての返還の請求に対し

て第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六條の規定により納付する金額、第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十條の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接収貴金属等についての返還の請求に対して、第九條又は第十條の規定により、第二條第三項第二号に規定する預金又は第九條第三項ただし書(第十條第二項において準用する場合を含む)の規定による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金属等(当該預金又は売却代金に対応する部分に限る)の譲渡があつたものとみなす。(交易営団等の接収貴金属等に関する特例)

第二十條 大蔵大臣は、接収貴金属等について第六條第一項の認定をする場合(同条第三項第二号の規

定に該当する場合を除く)には、当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者(その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ)の所有に属していたものであるかどうかをあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む)。

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社が、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む)。

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金(当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む)。

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む)。

により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六條第二項及び第七條の規定は、第一項の認定(第六條第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る)について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対して、第八條又は第九條の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、國に帰属する。

(交付金)

第二十一條 國は、第六條第一項の認定に係る接収貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するもの

を除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九條第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、國は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一條の規定により國に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」という)につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格(以下「基準取得価格」という)により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド(第六條第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く)の総重量の比率によりあं分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして

前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日の属する月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならぬ。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(接收貴金屬等処理審議会)  
第二十二條 大蔵省に、接收貴金屬等処理審議会(以下「審議会」という)を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の棄却

二 第七條第三項(第十七條第三項及び第二十二條第四項において準用する場合を含む。)又は第十三條第四項の規定による決定

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金屬等の評価

五 第十七條第二項の規定による認定

六 第二十條第一項の規定による認定

七 第二十一條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四條 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副總裁

六 学識経験者 六人以内

2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4 専門調査員は、貴金屬等に関して専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五條 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができる。

3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4 審議会は、審議(部会の審議を含む。)に当たり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。

で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

(罰則)  
第二十七條 第五條の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立をし、又は第十七條第一項若しくは第二十條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五號)に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に關する法律

二 接收貴金屬等の數量等の報告に關する法律(昭和二十七年法律第二百九十八號)

3 代替貴金屬に關する法律第一條の規定により大蔵大臣が連合國占領軍に引き渡した金の地金のうち、連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等と同法第二條の受益者に受け取られなかったもの

に代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別會計に歸属する。

4 この法律の規定により國に歸属した貴金屬等及び同法の規定により國に返還された國有の貴金屬等で一般會計に所屬するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般會計に所屬する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別會計の所屬に移すことができる。

6 貴金屬特別會計においては、当分の間、前項の規定により同會計の所屬に移された貴金屬等で貴金屬特別會計法(昭和二十四年法律第三十四號)第一條第二項に規定する貴金屬以外のものに係る経理を行うことができる。

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、連合國占領軍から政府に引き渡された第二條第三項各号に掲げるもの(同項第四号に掲げる金及び銀の地金にあつては、連合國占領軍の管理下から解除され

た貴金屬等で代替貴金屬に關する法律第二條の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを含む。)のうち、昭和二十七年四月二十八日からこの法律の施行の日の前日までの間に返還したものの明細を、この法律の施行後すみやかに、公告しなければならない。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四號)の一部を次のように改正する。  
第五條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管財局に臨時貴金屬處理部を置く。  
第十條第十一号を次のように改める。  
十一 金の買取又は売渡の基本方針に關すること。  
第十一條に次の二號を加える。  
十五 貴金屬特別會計を管理すること。  
十六 接收貴金屬等の處理に關すること。

同条に次の一項を加える。  
2 臨時貴金屬處理部において、前項第十五号及び第十六号の事務をつかさどる。  
第十七條第一項の表中連合國財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接收貴金屬等處理審議会  
法律第 号(第二十三條各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。)

理由  
連合國占領軍に接收され、その後連合國占領軍から政府に引き渡された貴金屬及びダイヤモンド並びに接收貴金屬等に代るべきものとして連

合国占領軍から政府に引き渡された金の地金等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐藤國務大臣 ただいま議題となりました賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案外二法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

ラオスは、昭和三十三年三月十一日、わが国に対し、ラオスが戦争によりこうむった損害に対する賠償請求権を放棄する旨を通告してきましたので、政府は、今回、ラオスの好意ある措置を考慮して、日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定を締結し、無償の経済及び技術援助を供与することとしたしました。この協定につきましては、すでに前国会において承認を経ているところであり、政府におきましては、この無償の経済及び技術援助のための債務の処理に関する経理を賠償等特殊債務処理特別会計において行うことが適当であると認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案について申し上げます。

政府は、かねてより、電源開発事業等の推進をはかるため、国際復興開発銀行からの借款につき努力を重ねて参りましたが、今般、この借款計画とあわせて、産業投資特別会計の貸付の財

源の一部に充てるため、昭和三十三年度において、三千万ドル、邦貨換算百八億円を限り、外貨債を発行し、またはこれにかえて外貨借入金をする事ができることとした次第であります。

なお、右金額のうち、昭和三十三年度において発行または借入金をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、昭和三十四年度においても、外貨債の発行または外貨借入金をできることとしているのであります。

しかして、本公債の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、国際慣行になつた非課税措置を講ずることとしているのであります。

以上のほか、本公債の発行による収入金を産業投資特別会計の歳入に受け入れる等、同特別会計法に所要の改正を講ずることとしたしておりますとともに、その他本公債の発行について必要な事項は大蔵省令を以て定めることとしております。

以上法律案の概要を申し上げた次第であります。本法案は第三十回臨時国会に提出いたしましたものと全く同一であり、本法案に関する予算はすでに国会の御審議を経っておりますので、本法案につきましても、何とぞ、御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望する次第であります。

最後に、接収貴金属等の処理に関する法律案について申し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属等を接収したのでありますが、講和条約の発効とともに、これらの貴金属等を政府に引き渡したのであります。そこで、政府と

いたしましては、さきに、接収貴金属等の数量等の報告に関する法律によつて、貴金属等を接収された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合国占領軍から引き渡された貴金属等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりましたので、これらの接収貴金属等について返還その他の処理をいたしますため、この法律案を提出した次第でございます。

なお、接収貴金属等の処理に関する法律案は、御承知の通り、さきに、第二十六国会において衆議院を通過し、参議院において御審議願ひましたことが、今回提出いたしました法律案の内容と同一でございます。

以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金属等を接収された者は、この法律の施行の日から五ヵ月以内に、大蔵大臣に対してその接収された貴金属等の返還を請求することとし、接収された者がその請求をしない場合には、接収された貴金属等の所有者が、法律の施行の日から七ヵ月以内に、返還の請求を行うことを認める等、返還請求の手續を定めることとしております。

第二に、返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、その接収貴金属等の種類、形状、品位、個数及び重量等を、証拠に基いて認定することとし、認定された貴金属等につきましては、それが大蔵大臣の保管している貴金属等のうちで特定する場合には、そのものを返還し、特定しない場合には、大蔵大臣の保管している貴金属等から特定するも

のを除いた残りの貴金属等を、認定にかかる貴金属等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度に応じて、その個数または評価額の割合により按分して返還することとしたしております。

第三に、この法律により返還される貴金属等につきましては、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるとするものを除き、連合国占領軍から政府が引き渡しを受けて以来返還されるまでの間の管理費用に相当する額として、返還を受けた貴金属等の価額の二割に相当する金額を国に納付させることとしております。

第四に、接収された貴金属等のうちには、1、交易官印、社団法人中央物資活用協会または社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託によつて民間から回収したものの、2、金属配給統制株式会社、政府の指示に基いて、交易官印または中央物資活用協会の回収した貴金属を買入れたもの、3、金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品を輸出するため、旧金貨金特別会計から払い下げを受けたもの、及び、4、軍需品の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需品から買入れたものがあつたが、これらのものはすべて国に帰属させるとともに、これらの者に対しては、貴金属等の取得の代金及びその手数料または加工費に相当する金額を、それぞれ交付することとしたしております。

第五に、接収貴金属等の処理を慎重

かつ適正に行うため、認定、返還、不服の申し立ての処理その他の重要事項につきましては、接収貴金属等処理審議会に付議し、その議決に基いて処理することとする。また、大蔵省管財局に臨時貴金属処理部を設けてその事務を専任させ、処理の万全を期することとしたしております。

第六に、国に帰属または返還された貴金属等で一般会計に所属するものは、無償で貴金属特別会計の所屬に移して管理することとしたしております。

なお、百円銀貨製造の用に供する等のためこの法律の施行前に返還した貴金属につきましては、この法律の施行後すみやかにその明細を公告することとしたしております。

以上が賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその内容の概略でございます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○早川委員長 それでは、まず印刷事業に関する事項について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際これを許します。佐藤次郎君。

○佐藤委員 九月十日の委員会において、百円銀貨の問題について、同僚の平岡委員からいろいろお話がありました。その際、一万円札の問題にしても大蔵委員会に相談をしてくれという話もあったわけであり、ところが、国会の閉会中、突如として一万円札というものを政府が勝手に――法律では勝手でありまうけれど

も、あまりに影響の大きいという一  
万円札を出した理由はどういうところ  
にあるのか。大蔵大臣から一つ説明を  
お願いいたします。

○佐藤國務大臣 一万円券の発行につ  
きましては、実は相当以前からこの発行  
の可否等について大蔵当局は検討を統  
けておりました。すでに御承知のよう  
に、五千円券を発行いたしました際に  
も、一万円券は少し時期尚早だとい  
うことで、五千円券に振りかわったよう  
な事情もあったのでございます。そこ  
で、この種の紙幣を発行するといはし  
ますと、どういたしまして準備は相  
当事前にかからなければならぬ。従い  
まして、今回発行する場合におきま  
しても、前国会におきましてもすでに一  
万円券発行の準備があるやうなわけが  
立ち、同時にまた皆様方からもお尋ね  
を伺ったと記憶いたしております。当  
時におきましては、いろいろな計画を持  
ておるが、政府自身で発行そのものを決  
定していくのだ、事前に国会にお諮り  
はしない、こういうことを一応御説明  
申し上げ、当時委員会等においても御  
了承を得たかのように、実は私も拝  
承いたしておる次第でございます。私、  
この機会に特に権限がどうなつてい  
るかというのを申し上げるつもりは  
ございません。ただ、その経過自身が  
すでに皆様方のお耳にも入り、事前に  
これが取扱い等についてもお尋ねの  
あったことを、ただいまの御質問に際  
しまして思い起して、お答えいたした  
次第でございます。御了承をお願いい  
たします。

札はインフレの影響もあるし、それか  
ら一般大衆も、一万円札というのはつ  
り銭等の関係で非常に困っているわけ  
であります。実際は、週刊雑誌にも出  
ておりましたが、このために悲劇が起  
きているような状態が出てきている。  
大蔵大臣は金持ちだからいいけれど  
も、一般大衆は一万円札を何枚もらえ  
ますか。月給で勘定しても三、四枚、  
この人では大体そんなものです。国  
會議員でも六枚ぐらいいしかも知れ  
ません。そういうようなものを勝手に出  
して、大口の要求のために大衆を犠牲に  
するといふことがあり、いろいろな影  
響が大きいと思うのです。そういう点  
で、同僚議員からも、絶えず一万円札  
の発行については、いろいろ今まで質  
問もし、慎重にやってくれと言ふのこ  
ろから、われわれが国会に出てこ  
ないうちに突如として大蔵大臣がこ  
ういふことをやるのは、はなはだ、われ  
れとしては、佐藤さんに似合わない  
かと思うわけです。少くとも大蔵委員  
会はそのような点でいろいろ今まで注  
意をしてきたにかかわらず、インフレ  
の傾向はないという形でお話しになる  
かもしれせんけれども、大口の需要の  
二十万円札、三十万円札を出しても、  
私は決して不当だとは思いません。現  
にインフレでもアメリカでももっと大  
きな札を出していることは、われわれ  
も知っておりますけれども、一万円札  
のような、こういう紙幣が出るという  
ことは、非常に大衆の生活に影響があ  
りますので、重ねて、大蔵大臣はこ  
ういふ点についてどういふような認識を  
持つて出されたのか、この点もう一度  
はっきりとした答弁をお願いしたい。

○佐藤國務大臣 今の御意見はまこと  
にごもつともな御意見でございます。  
私も、一万円札を発行することにつ  
きまして、事前に発行の手續などお諮  
りしないといふこと、これは法律的  
に申し上げるのではありませんが、そ  
うでなくて、内容的の問題として、御指  
摘になるように、あるいはインフレの  
助長はしないか、あるいはまた日常の  
用に供するに足らないか、非常に多額  
で使いくいのではないかと、いろ  
いろ問題がある。それらの実は皆様方  
の御意見も伺いましたので、十分勘案  
したつもりでございます。と申します  
のは、最近の経済情勢から見まして、  
インフレの傾向といふか、そういう心  
配があるかどうかといふようなことな  
り、あるいはまた過去におきまして百  
円券が出てきた当時のことも考へてみ  
ますと、今この際は一万円が出てしま  
う、非常に多額の紙幣とは言えないだ  
ろう。どういふような計算をいたしま  
すか、過去の百円と今の一万円と比べ  
てみまして、人によつてはもっと大き  
いものを出してもいいじゃないかとい  
うような議論もあるだろうと思いま  
す。しかし、これはずいぶん乱暴な意  
見だと思ひますので、私もこれに賛  
成するわけではございません。今の一  
万円程度は、まづいづゆる取引の問題  
といたしまして、一応納得がいくの  
じゃないか。一番心配されるインフレ  
助長といふことについての懸念、それ  
から、第二の問題は、今御指摘になり  
ましたように、日常電車に乗るとかあ  
るいは野菜を買いにいくとか、こ  
ういふような非常に少額の買い物にこ  
ういふものが使われるかどうか、そ  
ういふ問題もあるわけでございますが、

まで一万円札が流通はされないだ  
う。また現実にはさうなこともあまり  
ないように伺つております。  
ただ、それならば一体どのくらい、  
流通過程に乗るであろうか、あるいは  
どの程度の発行準備で一万円を通用さ  
していいだろうか、その辺も実はいろ  
いろ勘案して参つたのでございます。  
今日もうすでに発行いたしました  
今通用いたしております一万円札、こ  
れは大体四百三十五億程度でござい  
ます。今、年末になりまして、日銀その他  
においては紙幣勘定の手数、これは大  
へんなことのように実は見受けるので  
ございまして、銀行間の決済等にお  
きましては、一万円札は相当手数を省  
く効果を上げてゐるやうに伺つてお  
りました。しかし、今佐藤委員から御指摘にな  
りました点は、私も、発行の総額  
なり流通の教なり、こういう点に十分  
注意をいたしまして、実際の日常取引  
に支障を来すとか、あるいはまたイ  
ンフレが起らないやうにして参りた  
い、かように考へておる次第でござ  
います。

これを発行するに際しましては、委  
員会の御意向等は十分検討いたしま  
して、まず私どもの責任におきまして、  
今日の経済情勢のもとにおいては、ま  
た一般の通貨を使われる側の国民の方  
の良識の点から見ても、この程度のも  
のは支障のないだといふことで、実  
は御了承した次第でございます。何と  
ぞ御了承をお願いいたします。

○佐藤(觀)委員 正示理財局長にお尋  
ねしたいのですが、実は、先回も、同  
僚平岡委員から、百円銀貨の不評判を  
する述べられまして、あなたが苦しい  
答弁をされたことは御承知の通りで  
ございます。私も実はきのう初めても  
らったのでありますが、一万円札と五  
千円札とはほとんど違わない。少し大  
きいだけです。これは非常にまぎらわ  
しいことになるわけで、めくらの人は  
むろんわかりませんけれども、形も意  
匠もほとんど同じです。こういうよう  
なまぎらわしいものを出して、しかも  
先回平岡君があつた不評判な百円銀貨の  
問題で重々注意してゐたのに、今度ま  
たこれが流通することになると、非常  
にまぎらわしい。大衆の利益をちと  
も考へないでやつていられるように思  
うのです。たとえば、フランスの五千  
フランなんといふのは、大きなふろし  
きくらいの紙でやつてゐる。少くとも  
一万円札ともなれば、五千円札の倍く  
らいといふ言わぬけれども、何かそこ  
になければならぬ。私たちは、大きい、  
小さいといふことは問題ない。けれ  
ども、意匠がほとんど同じでありま  
して、非常にまぎらわしい。私たちは一  
万円札にはあまり関係がないからいい  
けれども、もうちょっと工夫が必要で  
なかつたかどうか。三年前からできて  
おつたとか何とか言つておられます  
が、そういう点についてどういふ責任  
を感じられておるか。一つこの際、  
正示理財局長にお伺いしたいと思ひ  
ます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。  
ただいま大臣からお答えがありまし  
た通り、一万円券の発行につきまし  
て、かねてからこの委員会におきまし  
ていろいろ御意見のありましたこと  
は、できる限りわれわれとしては尊重  
いたして参つたつもりであります。  
若干つけ加えて申し上げますと、十  
二月一日から発行になったのでござ

ますが、日本銀行におきましては、十一月十九日に新聞発表をいたしました。一、一万円券の発行の趣旨は、多額の現金を取り扱う面等の需要にこたうるためである、大口現金取引の便に資するためである、こういうことを言っております。これを私どもの方ではさうに敷衍いたしまして、たとえば、日本銀行におきまして、官庁の支払い、給与の支払い等の中にできる限り一万円券は使われないようにしてほしい。それから民間金融機関におきまして、いわゆる小口の取引等につきましては、できる限り高額の紙幣は避けるようにという趣旨をお願いいたしておるわけでありまして、これがたいだい大臣がお答えになった趣旨であります。

そこで、それに関連をいたしまして、なお、一万円券と五千円券がまぎらわしい。これはもっと端的に日常生活においてわかりやすくする必要があるのでないかという御意見は、私も一つの考え方かと思ひますが、われわれはまぎらわしいというふうには考えないものであります。形また模様等につきましては若干の工夫をいたしておるのではありませんが、ただいま佐藤委員があげになりましたフランスのようなやり方、またアメリカのようなやり方というのには御承知の通りでございます。ドル紙幣というのは比較的同じような形でありまして、その中に高額のものと少額のものがあるわけであります。日本におきましては、その点につきまして、印刷技術は相当高度の水準にございまして、たとえば五千円券につきましては透かしの模様を入れるというふうなことで、新しい構想を出したわけでありまして、もつとはつきりす

べきであるかどうかという点につきましては、御意見があったわけでありまして、われわれとしましては、先ほど申し上げたような趣旨で、この高額の紙幣が取り扱われるという場合におきましては、百円銀貨と五十円銀貨というふうな関係とはだいぶ趣きが違つて参りまして、大体この程度の相違を出しておきますれば、高額の相違でございますから、日常の取引において非常に間違つた場合も少いのではないか、大体こういう判断をもちまして発行いたしたことを申し上げまして、御了承を得たいと存じます。

○佐藤(義)委員 正示さんは、この前、速記録が今そこになんかと思つて勝手なことを言つておられますけれども、前々から非常に注意をした問題でありまして、こういう点については、やはり官僚的なやり方をしてほしくない、われわれは今まで注意しておりましたけれども、こういうようなことが常に繰り返されておるといふことは、非常に残念であります。

もう一点大蔵大臣にお伺いしたいと思ひますのは、実は、五千円札の発行のときも、香港で発行と同時に出来たといふことを伺つております。それからまた、きのうの新聞を見ると、やはり同じ日ごろに同時に香港で一万円札が出ておるといふことですが、こういう監督はどんなふうによつておられるのか。これは非常に不愉快な問題でありまして、われわれの目にとまらぬうちに、すでに香港で出る、こういうことが行われております。これはイギリスあたりでは絶対にありません。われわれとしても、大蔵省の非常にルーズなやり方がこういう結果になつておると

思ふのですが、どういう意味でこういう点をやつておられるのか。その点、その対策及びその考え方を一つ伺つておきたいと思ひます。

○佐藤(義)委員 今の正示君に対するお尋ねに、ちよつと私からも敷衍してお答えしておきたいと思ひます。実は、私自身も、一万円券発行直後にちよつと見ただけで、あまりふところに入れておられない。まあふところに入り入らないところに、やはりインフレという点ではあまり心配がないのじゃないかと思つております。そこで、最初見たときに非常にまぎらわしいのじゃないかといふことを考えたのですが、意匠の面で非常にまぎらわしいので、問題は、聖徳太子が中にあるのと端にあるのと、この点は五千円券は聖徳太子がまん中にでんとすわつておられます。今度は聖徳太子は横であります。これは盲人の方にはそういうわけには参りませんけれども、皆様方は、まん中と端で一つお考えを願う。これは非常にわかりいことだと実は思つております。

それから、次の問題でございます。今回は、前回のようないこともございまして、特に注意をいたしたつもりでございます。従ひまして、今回はあまり大きな弊害があるとか、あるいは香港の方の話も実は聞かないで、今日まで済んでおります。もともと、この種の問題につきましては、警察自身が取り締まるというところでございまして、日銀が各銀行、各支店等に回します場合の番号なども一応警察が記載しておるとか、こういうふうなことで、今飛行機その他もありますので、そう事前は困りますけれども、これが通用する

と、やはり香港ですから出ていくだろうと思ひます。それは警察がその方を担当して取り締まつておる、かような状況でありますので、御了承を願ひます。

○佐藤(義)委員 もう一点お聞きしたいと思ふのですが、一万円札がこれば、これは銀行屋さんやその他のいろいろの利益があると思ふのです。その反面、こういう金のために、たばこを一つ買うのに一万円札を出されたとばかり屋が困るし、一般の小売店などでも相当こういう悩みがあるだろうと思ふのです。そういう点で私たちは弊害が非常に多いと思ふのです。大蔵省は、どういふ利益が知らぬが、この一部の大きな金を扱う人たちの立場ばかりを考へて、大衆の利益をなぞりにするというふうな考へがあるのではないかと、この点について自信のある立場を、われわれが納得するように明示していただきたいと思つております。

○佐藤(義)委員 先ほど大口取引のお話をいたしました。これは便利であることはおわかりだろうと思ひます。たとえば、銀行などでは、年末ともなりは千億とかあるいは二千億といふようなものを計算するといふようなことも起るやうに伺つておりますが、二千億を千円券で数えるとか、あるいはさらにその五分の一で済む五千円、さらにその十分の一で済む一万円、こういうことで、その枚数を考へてみれば、二千億にしても一万円札ばかりなら二千万枚、これは非常にわかりやすいことなわけです。それが千円であれば、その十倍の二億枚、これなどは大へん

なことだと思ひます。それから、中小企業等の点については、理財局長から詳しく説明をいたしますが、五千万だとかあるいは百万だといふような取引単位もずいぶんあることでございまして、今言われる小売であるとか、あるいは野菜であるとか、あるいは魚屋さんの支払いだとか、こういうものについてこの一万円がほとんど使われるとしたら、これは非常に不便だと思ひます。しかし、さうなことは、国民の良識から見まして、非常にレア・ケースとかいふことで、まず私どもその話は円滑に通用がされるものじゃないか、かように考へます。

今の中小企業の面についての詳細は、ここに一応どのくらいの単位のものがあるかといふことと、これは理財局長から説明をいたします。

○正示政府委員 簡単に付言して申し上げます、いわゆる現金決済の取引の慣行がございまして、いわゆる小切手取引ではなくて現金で決済をいたしておりますもので、非常に大口のものをあげてみますと、たとえば比較的小企業が多いのでございまして、機械は大体十萬から百萬くらいの取引単位になつております。それから鉄くず、これは五十萬から百萬くらい、それから雑貨が百萬から五百萬、そのほか、たとえば、鉄材、繊維、水産物、農産物の間、これは御承知のやうに非常に地域的に固まつておりまして、比較的中小企業の方も多いわけでございますが、中には二百万から三百万くらいの取引単位を現金で決済しております。ただいま大臣からお話ございましたが、たとえば三百万の取引とい

なことが思ひます。それから、中小企業等の点については、理財局長から詳しく説明をいたしますが、五千万だとかあるいは百万だといふような取引単位もずいぶんあることでございまして、今言われる小売であるとか、あるいは野菜であるとか、あるいは魚屋さんの支払いだとか、こういうものについてこの一万円がほとんど使われるとしたら、これは非常に不便だと思ひます。しかし、さうなことは、国民の良識から見まして、非常にレア・ケースとかいふことで、まず私どもその話は円滑に通用がされるものじゃないか、かように考へます。

今の中小企業の面についての詳細は、ここに一応どのくらいの単位のものがあるかといふことと、これは理財局長から説明をいたします。

○正示政府委員 簡単に付言して申し上げます、いわゆる現金決済の取引の慣行がございまして、いわゆる小切手取引ではなくて現金で決済をいたしておりますもので、非常に大口のものをあげてみますと、たとえば比較的小企業が多いのでございまして、機械は大体十萬から百萬くらいの取引単位になつております。それから鉄くず、これは五十萬から百萬くらい、それから雑貨が百萬から五百萬、そのほか、たとえば、鉄材、繊維、水産物、農産物の間、これは御承知のやうに非常に地域的に固まつておりまして、比較的中小企業の方も多いわけでございますが、中には二百万から三百万くらいの取引単位を現金で決済しております。ただいま大臣からお話ございましたが、たとえば三百万の取引とい

ような場合に、千円札でございませうと、これは大へんな数でございませうが、一万円札になりますと三百枚だけでいい。非常にこの点は喜ばれておるようです。しかし、どこまでも、先ほどお述べのような、一般大衆にこれを持たせまして、そして日常の小売店等これを使おうというふうなことを考えておる次第では毛頭ございせんので、あらためてその点は御了承願います。

○佐藤委員 もう一点最後に要求しておきますが、こういう問題は、役所の都合だけで考えず、委員会というものがあつたのですから、そういう点についてわれわれの意見も十分参考にして、こういうことをやっていたらいいというものが一つ。それから、今正示さんからいろいろ話があったが、実際は、銀行なんかでも、いろいろ取引すれば、一万円札なら間違いがないから、結局千円札を一万円札でくれる、こういう便宜主義になります。だから、こういうようなものが出れば出るだけ、大衆は非常に迷惑を受けるわけなんです、こういう点の大衆の苦勞ということも一つ考えて、今後処理していただきたいということを希望するわけがあります。平岡君からもいろいろ質問があるようでありますが、われわれの立場も考えて、一つ善処していただきたいということをお願い申し上げます。

○平岡委員 関連して。

大蔵省の一万円札の発行は私は中途半端であるという感じがするのです。発行の理由として先ほど正示さんが読み上げられたことに徴しましても、大

口の商取引関係、銀行金融関係の便宜のためということが明確になっておる以上は、むしろ飛躍的に十萬円札の方がよかつたのです。これは、庶民のふところに入るがごとく入らざるがごとく、中途半端な点が一番いけない。一万円の金額というものは、戦前の価値からいいますと三十円くらいです。現実に一万円というものは庶民の一般人たちにも入り得ることは事実なんです。そうすると、たとえば小売屋では、日用品の買いものに対して、それだけのつり銭をやつぱり用意しなければならぬのです。五千円札が出てきたときには、零細な小企業者、小売店、この人たちはよけいなつり銭を用意しなければならぬので、資金がそれだけ固着した。こういうことで非常に不便を感じておつたのです。この一万円札もこうした不便を与えるのでありまして、むしろ飛躍的に大きな札の方がよかつたという意見がわれわれの中にあつたのです。だからこそ、この委員会に一つ相談かけてくれということをお願いするのですが、この点が完全に無視されたことは遺憾しくであります。しかも、私は九月の十日にこのことを正示さんにちよつと言つたのです。私自身は、その九月に言つたことが取り上げられないのがけしからぬというのじゃなしに、すでに九月より前の七月二十五日の閣議決定はひそかになされておつたのです。これはちゃんと調べておるわけですか。そういうことを秘匿しておるということがけしからぬのです。そういうことをちゃんと調べておきながら、国会に対してはおかむりでいくということ、これは官僚独善なんで、ぜひ改めてもらわな

ければならぬことです。大体一万円札というものは数年間たなざらしになつてきた。それは世論の反響があつたからです。ですから、世論の反響をおそれ、これを出すのに相当無理をします。これは仄聞したことでありませうけれども、このためには日銀政策委員の入れかえ等も行なつた、こういうことも流布されておるわけなんです。そうして、七月二十五日に閣議で一万円札発行をきめたまま、これをずっと秘匿しておつたということ、こういうことはけしからぬことであります。ですから、一万円札の形状の問題とか、あるいは香港あたりに対するやみ商人に寄与しているという問題とか、それから今まで申し上げたような小売商等に對する不便の問題とかは別として、とにかくこうした問題を委員会に相談せずには勝手にするというふうなことは今後やめてほしい。この出し方の問題につきまして特にここに警告を發しておきます。

正示さん、この前私が、この委員会では、この一万円札がおそらく十二月ごろばんと出てきやせぬかということ懸念しましたので、相談をかけてくれというところは確かにあなたに言つたはずなのですが、それに対して一言も委員会に諮らなかつたということ、これに對してあなたの弁明を聞きたいのですが、どうですか。

○佐藤國務大臣 いろいろ基本的なお話が出ておるようでございませう。これは、私が皆様に申し上げるまでもなく、法律の建前は実は厳としてお諮りをして決定するという筋のものと、これはただけは御了承いた

きたと思ひます。ただ、私も、過去において、五千円券を出した際の経緯等を伺ひましても、委員会の皆様方から、ああいう情勢のもとで一万円券を出すことは時期尚早だ、こういうお話をあり、政府もその考え方を取り入れて五千円にとどめた、かように実は伺つております。もちろん、先ほど来御説明申し上げますように、当委員会の皆様方各委員から發表されます御意見、特に、たとえばインフレを助長しやしないかとか、あるいは流通過程において非常な不便を感じることはないか、あるいは円の持ち出しが容易になつたり、あるいは偽造、変造等の犯罪が起るような危険があらはれないかとか、いろいろな御注意等を勸告いたして、今回も最終的な決定をいたしました。なるほど、お諮りをして、これこれが御賛成を願ひたいというふうな形式ばつたことはいはしてはおりませんが、そういう意味では十分皆様方の御意見をとり入れたつもりでございませう。

そこで、一言つけ加えて御了承をお願いしたいと思ひますことは、過去の百円券が出ていた際、いわゆる百円券は高紙幣といわれておりましたが、この百円券がどの程度流通過程に上つたか。総紙幣のうちで、まず大体二割あるいは二割をちよつとこしてゐるというか、その程度のものではなかつたかと思ひます。今回私ども、まことに冗談らしいことを申して恐縮ですが、今私も発行に際して一枚だけはトラの子のように実は大事にしております。まだ流通はいたしておりません。私自身が使つてはおりません。この五千円券並びに一万円券、いわゆる高紙幣といふものがどのくらい流通に上るだ

らうか。大体は戦前の百円よりは少し率があつて、三割以上にはしない、こういうふうな考え方をいたしておるのではありません。従ひまして、おそろく、都心におきまして、あるいは都市において、一万円券がいわゆる小売その他で流通しており、非常な不便を感じるというふうなことがあらうかと思ひますが、国全体として見ると、流通しております紙幣のうちで、最高三割程度じゃないか、またその程度に大体とめて、こういうふうな考え方をいたしておりますので、いわゆる流通過程で自由に使うというふうなところまではまだいかなうように思ふのでございませう。これらの点が紙幣流通の實際でございませうから、そういう点も一言御了承願ひ、同時に、日常の流通過程における弊害等については、今後也十分注意して参る、こういう考え方でございませうから、どうか御了承願ひます。

○平岡委員 きわめて不満であるが、質疑を打ち切つておきます。

○早川委員長 それでは、専売事業に關する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。廣瀬勝邦君。

○廣瀬(勝)委員 最近の日本の塩業を見ておきますと、どうも大蔵省並びに公社の方の指導方針は一貫性を欠いておる。終戦後、例の塩飢饉、それから増産ということになりまして、一応二十九年あたりを境にしまして、非常にこの塩の増産については力を入れ、枝条架、流下式、それから真空、ああいふふうなやつがとられて、それに資金までを世話されてやつてお

た。ところが、最近になってきまして、それらの結果、大体内塩が百十五万トンも生産されるようになってきますと、今度は国内用が過剰だといふふう言われまして、特に最近においては、塩業審議会においてその整理すら考えられている。こういう点につきましては、大蔵大臣並びに公社総裁から、根本的に日本塩業についてどう考えておるかというのを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○松隈説明員 先に私からお答え申し上げます。

終戦後の混乱時は別として、国内塩によりまする自給度を向上したいというところは一貫しました塩業政策でありまして、昭和二十五年三月の閣議決定をもちまして、食料塩の全量自給を自給といたしまして、国内生産力の増強に必要な措置を講じて参つたのであります。その一つの方法といたしまして、先ほど御指摘がありましたように、塩田の流下式転換とか、あるいは海水直煮製塩の企業化というふうなことにによりまして、国内塩の生産量は予期以上に増大して参りました。ただ、この点も御指摘がありました通り、当時流下式に転換いたしましたときにおきましては、今日のような生産量の増大を見込んでおりませんでしたので、その点に関係者の見込み違いがありましたのは遺憾でございますが、現在に至つてみますと、生産力が予期以上に増大をいたしましたので、在庫がふえておる、それから塩会計は赤字である、こういうふうな状態で、こういう状態を改善するということになれば、生産制限というふうなことも一つの方法でありますけれども、そうしますと、

と、企業者全体がぬるま湯に入つておるような状態でありまして、やはり根本的な施策とはいへませんので、この際、塩需給の将来の見通し、それから塩業の合理的なあり方等について根本的な審議をしていただきたいと思ひます。従来から塩業審議会というものがございまして、塩業審議会にお諮りしまして、目下その対策の答申をいただきたい、かように考えておる次第であります。

○佐藤國務大臣 ただいま松隈総裁からお答えしましたような経過をたどつております。ただいま、塩の基本的な対策をいたしましては、各方面の御意見を伺うという意味で、塩業審議会を設けております。この塩業審議会も、その成立以来非常に慎重に検討を続けておられる状況でございます。近くその結論が出るのじゃないか、その答申を待ちまして、私も態度を最終的に決定したい、かように考えておる次第であります。

○廣瀬勝委員 大蔵大臣並びに公社総裁は細部のところは御承知ないかもしませんが、大体私たちが聞いております塩業審議会の素案なるものによりまして、公社側は八十万トンと言つておられる。大蔵省側は九十五万トンと言つておられる。こういうふうな見解の相違というものは、どういふふうなところを大体基礎にされてお考えになつておられるのか。まず公社総裁からお聞きします。

○松隈説明員 塩業審議会におきましては、塩の根本対策を検討いたしております。その段階におきましては、いろいろな考え方があるわけでありまして、現在の製塩設備を相当に大幅に整

理をして参る、こういうことになりまして、残つた業者の合理化が一そう徹底するといふ点に於いての利益と申しますか、長所がございまして。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

しかし、また、その反面において、整理を受ける塩業者及び従業員の問題もございまして、またこれらの失業といつたような関係もございまして。さらにまた整備資金というふうな予算の面の関係もございまして。そこで、理想的には相当大幅に非効率企業を整理する、こういうことも考えられるのであります。また実行に当りましては、

いろいろの観点から見方を變えて案を考へる、こういう余地もあるわけでありまして。先ほど申し上げました單に予算の点ばかりでなく、社会問題であるとか、あるいは地方産業の問題であるとか、そういう点もからんで考へれば、案の立て方は幾通りもある、こういうふうなことで、審議はいろいろな観点から行われておりますが、まだ最終段階としての結論を得て塩業審議会が答申をするというまでは至つておらない。従ひまして、今日、塩業審議会の案がどの程度の整備案であるかというのを申し上げる段階には、まだ至つておらないわけでありまして。

○佐藤國務大臣 今の総裁のお答えでもういいかと思ひますが、今塩がどのくらいできておるか。先ほど廣瀬委員は百十五万トンというふうな話をなさいましたが、私も、今の枝條式その他で作るのが、大体百二十五万トンくらいはできるだろうと思ひます。それから、一体国内の食用塩としてのどの程度のものがあるのか。工業塩という

ものは、また別に、これは安いものをつつておりますが、その見方がいろいろあるわけなんです。百五十万トンとか、あるいは百万トンとか、あるいはまた九十五万トンとか、いろいろな数字が出てくるだろうと思ひます。問題は、最近の製塩方法が、在来考えられなかったような非常に画期的なものだといふことなんです。廣瀬委員もおそらく塩業地の御出身だと思ひます。私が、私なども山口県で、これは小学校時代の地理の本では塩田の写真が出ておるところで育つたものなんです。ああいうふうな入式式の塩田ではどうしてもいかぬ。そして戦後において非常に減産した。これでは大へんだといふことで、増産方法を考へて、あるいは枝條式だ、流下式だといふようなことを申しましたが、そういうふうな製塩方法でなくて、この節考えられておるものは電気製塩、これが非常に発達してきておる。画期的なものに當面してきておる。そこで塩専売に對する根本的な対策を立てなければならなくなつた。現在の状況のもとにおける製塩能力というものを、これを新しい製塩方法で製塩業をやらすとしたら、一体どういふことになるのか。そういうことを考へた場合にこれは、いわゆる紡績業界における機械革命、それより以上の画期的な事態に當面してきておる。そこで、根本的な対策を考へよう。これが塩業審議会の結論をただいま待つておるゆゑでございます。専売公社におきましては、また大蔵当局におきましては、塩の消費量というふうなものについて、今後の見通し等もいろいろ立てておる。しかしながら、いわゆる食用塩というか、この方の数量

は、人口がふえるに従つて、酒やなんかはどんどんふえて参りますが、塩そのものはそんなにふえていくものじゃないさうです。ここらにも一つの大きな問題がある。また、工業塩といひましては、トン当り非常に安いものではないと、他國と競争ができない。国内の製塩で、その非常に需要の伸びる方向のものを、採算のとれるような状況で製塩が可能だとは考へられない。こういうことで非常に問題がある。ただいま總裁が指摘したように、一地方の産業革命の問題、あるいは企業者の問題もありまして、あるいは従業員の問題もありまして、さらには、製塩業者だけの問題でなく、地方の産業全体の問題としても考へていかなければならぬ、こういう意味で、非常に根本的な問題であり、大問題だといふことで、今取り組んでおる、こういう状況でございます。

ただいま九十五万トンあるいは八十万トンというふうな案があるじゃないかといふことを言われたにつきましては、各条件を勘案して、どういふ方向で、今の製塩革命といひますか、それに対処していくか。画期的に全部を転換するといふようなドラスチックな考へ方は、なかなか実行できない。そういう場合にどういふように最新式の製塩方法に順応していくか、そういう意味でいろいろの案が考へられるということでございます。いずれにいたしましても、こういう問題は塩業審議会が最後の結論を出されるだろう。塩の需給の問題なり、あるいはまた業界として将来伸びていくといふようなことも勘案したり、あるいはまた今日までやつておられる人々をどういふよう

○廣瀬(勝)委員 聞くところによりまずと、小名浜の公社の工場において、純然たる生産原価だけで一万二千六百円かかっているといわれております。この点は塩脳部長どうでしょうか。

○小林説明員 私どもの方の小名浜の工場ですが、ただいま御指摘のように、小名浜の工場では一万二千円

大體二事が完了するのは昭和三十五年  
 ないし三十六年と見られておるわけで  
 あります。  
 こういう未稼働と申しますか、現に  
 進行中のものにつきましても、その生  
 産性と申しますか、果してどのくらい  
 のコストの塩ができるかという見通し  
 の問題であります。その見通しも検  
 討に入れまして、整理の対象とするか  
 どうかということを検討してもらうよ  
 うに考えておるわけで、現にそういう  
 操作が進行しております。錦海湾につ  
 きましては、先ほど申し上げましたよ  
 うに、生産性の検討ということが、将  
 卒の見通しであります。いわゆる実績  
 の問題でありますので、そこに問題  
 題がございますが、できるだけ専門委  
 員の方々の学識経験によつて正しい法

論を出していただきたい。なおさらうに、でき得べくんば国民経済上これに、続けてやらした方がいいか、あるいはせつかく溝を締め切つてありますが、他に転換するとうようなことを考へた方がいいかとうような点も検討していただければとうことで、お願いはしてございます。

○廣瀬(勝)委員 どうも錦海湾の点に  
つきましては非常に不明朗なように思  
うのです。三十五億の資金を、現在ま  
でに大体十九億投下されて、しかも堤  
防ができたにすぎない。現在の日本の  
国内塩は先ほど来總裁自身が言ってい  
るような状態にある。こういうときに、  
一錦海湾を生かすことによって、  
そのしわがほかのいわゆる弱小塩田に  
及んでおる。しかもそれが整理の対象  
になっている。これに要する補償が百  
六十二億だといわれます。こういう占  
を、大蔵大臣、何か錦海湾の塩田の設

せんので、公社の考えも、現在まとまっ  
 た考えを申し上げることは、その段  
 階でないのであります。ただ考え方の  
 方向といたしましては、設備に対する  
 補償のようなものは、大部分借入金に  
 よってできておりまするので、できれ  
 ば借入金を公社において肩がわりをす  
 る、そうしてある期間をもつて弁済し  
 ていくというような考え方も一つの考  
 え方ではなからうか。金融機関といた

しましては、公社が肩がわりして、確かに年賦弁済してくれられるということであれば、それで安心ができるわけであります。そういうようなことにしますと、現実支出する方の金額もかなりの金額に減つて参る、そうしてまた、一方、先ほど申し上げましたような年賦的な返し方であれば、公社の塩会計において、それとすぐには黒字が出るというわけにはいきませんが、その間はしばらくタバコの益金にたよるといふようなことになりませんが、やはり、公社が、塩業政策上こういう事態まで立ち至つて、ここに塩業の根本対策を立て、整理をし、補償を払うということであれば、できるだけ公社の会計において、これは少し別の問題になりませんが、一方において間接経費の節約等ももちろんはかりまして、塩業の合理化による塩の収納代金の引き下げ、間接経費の整理等によりまして、やはりこういう金はできるだけ公社で返していくというような考え方において考えるのが、筋の当然ではなからうか。これを、すぐに、こういう事態を巻き起した、一般会計から巨額の資金を出してしりぬぐいをしてもらいたいということでは、公社として責任の重大を非常に痛感いたしますので、公社の考え方からすれば、年賦はやむを得ませんけれども、できるだけ公社において負担するような方向において考えたい、こういう考え方を持っております、ということだけ申し上げておきます。

○石野委員 関連で一つお聞きしますが、今お話を聞いておきますと、ほとんど整理の考え方で近代化の方向に進もうというふうにやられておるようでございます。私実はまだこまかいこと

とはなにしておりませんが、公社の方では、そういう古い設備と申ししますと、現在塩業の中で生じておりますところのいろいろな欠損と申しますか、そういう塩業会計上出ておるものを收拾するために新しいものと入れかえをしていくという、そういう計画はいつごろに採算的になつていくのであるかということ、その塩業準備を正規の経済のコストに乗せるのには大体何年ぐらいかかるのかという計算は、大体立っているのでしょうか。そういう点ちよつと説明していただきたいと思ひます。

○松隈説明員 塩の収納価格は、生産性の向上によりまして、漸次コストが下るにつれて引き下げて参りたい、近い将来において一万二千円の収納価格を一万円にしたいということについては、公社もその考えであり、塩業者の方々ともお話し合いをしておりま

るので、大体的方向づけとしては了承されておると思ひます。ただこの一万円という塩価に達するの、二年先であるか、三年先であるかというようなことについては、多少人々によつて考え方というやうなもの相違はござい

ます。今回塩業の対策を基本的に立て、その立てまする目標は塩業の合理化にありますので、勢い生産コストの高いものから整理の対象になつて参ると思ひます。

【小山委員長代理退席、委員長着席】  
そうしますれば、一万円塩価というものに近づく機会が、現状でいくよりもなお一そう早く、また比較的容易に達成せられる、こういうことに相なると思うのであります、先ほど来申

し上げました通り、現在の設備であります、近い将来百二十五万トン程度の国内塩ができる。それを何トン整理して何トン残すかということによりまして、塩の限界生産費も違つて参りますれば、生産費の平均価格というものも違つて参ります。従ひまして、将来一万円という目標は持つておりますが、塩業の整備の規模等とも関連して、一万円という塩価の達成時期の見通しが立つて参ります。そういったしますと、公社の塩会計の赤字がいつ解消できるか、それから、将来においてはどのくらい黒字になり、その場合において、先ほど私がちよつと触れました、公社が今度の塩業整備資金を返すという建前でいくか、あるいはそれはもう一般会計のお世話になつて返さないでいく、こういうようなことにするかというやうなことは、やはり公社の塩会計の赤字、黒字に関連して参る、かように御了承願ひたい。

○石野委員 私は、とにかく塩価を下げていくという方向をとるといふことは、これはやはり考えなければならぬ問題であらうと思ひます。けれども、しかし、塩価を下げていくために、すでに企業の権利を持つておる人々が無視されて、別に出てきた人々が救われるというやうなことは、非常に不均衡が出てくるだらうということ

が、一点あるだらうと思ふのです。従つて、やはりそういう問題を救済するといふことを含みますと、おそろく補償資金というものは相当多額なものになるだらう、そういう多額なものを一般会計の方から補てんするといふことは、これは考えるべきじゃないと私は思ふ。もちろんこれは塩価の中で操作

するといふことでなければ、一般会計で損失を補償するといふことになれば、もちろんその準備の方では、塩の準備では下つておりましたも、国の経済の中では結局準備がふえておるので、すから、塩価の中でそういう操作をするといふことになれば、当然、公社の会計の上では、相当期間にわたつてその補償資金がコスト高の要因になつてくる。そのコスト高の要因になる期間といふものは、相当われわれにとつて重要だと思ひます。これが長期にわたるといふやうなことであるならば、既存の設備をそのまま使つておつてもいいのだ、それが短期に回収されて正常な会計の状態に置かれるならば、これは既存の設備を持つておる人々に十分な補償をして、その人たちに転嫁させることもまたあり得ることだと思ひま

す。そういう点についての公社の考え方は、大蔵省の考え方というものは、はっきりしない、ただもう既得権者にだけしわ寄せさせて、新しい近代設備を持つ、高い、独占資本といつてもいい人々だけに國家が便宜を与えることは納得できないので、そういう観点について、大蔵省なり公社の基本的な考え方は大体どういふところにめどを置いていくかといふことを、一応聞いておきたい。これは大臣から一つ……。

○佐藤國務大臣 先ほど總裁からお話があつたと思ひますが、ただいまの既得権者と申しますか、その範囲から申す、非常に膨大なトン数になつておる際でございまして、新たなものを許すといふやうなことは、もちろん考えられない。これは専売公社自身におきまして十分注意をいたしておる

ことだと思ひます。現在の既得権者の中において、非常に非能率というか、コストの高いものから整理していくといふことにならざるを得ないという方向で、ただいまやつておるわけでございます、こういう点につきまして、ほとんど新しいものができて、新しいものの成績がいいじゃないかといふことで、勝手に乗り変つていくといふやうな乱暴な考え方はいたしておりません。この点はどうか誤解のないように願ひます。

○石野委員 今の点の一つ確認しておきたい。今大臣がお話しになりました点で、新しい設備を持つものだけを認めて古いものを抹消するといふやうな因業な考え方は持つていないか、これは大体わかりました。そうした場合には、公社としては、すでに古い設備を持つておる人々に補助を与えて、新しい設備に切りかえさせるというやうな努力を、その前段としてやるといふ着意がないのかどうか、そういう点について伺ひたい。

○佐藤國務大臣 これは私どもの地方で非常に経験をなめてきたことでございまして、それは申し上げていいと思ひます。石村君もおられるから多分よく御承知だと思ひますが、昔の入浜式塩田をいわゆる枝条式とか流下式に変えるとかいふ場合におきましては、今日まで専売公社も指導してき、力をかしてきて、これが、先ほど總裁が言われるやうに、相当多額の借入金を持つておるという状況になつてきておる。しかし、そういう方法をとりましても、塩価がまず目標である一万円といふところになかなかいかない、一万二百円を下げっていくといふやうなこ

ろに骨が折れておるといのが、実は現状でございます。そこで、今後の問題といたしまして、今ありますものに對して補助を与えることによってそれが立ち行くかどうかという問題が一つだが、総体の量そのものがとにかく多い。国内の消費塩の姿から見まして、これが百万トン前後、しかも、百万トン前後とすれば、一部はどうしても工業塩に回さなければならぬというふうな状況にある。こういうことも実は考えていかなければならない。これを近代化したしまして新しい設備にし、在来の経営者がやめていくとすれば、今度は規模の問題もございましょう。在来のような小さな規模だけで採算とされるわけのものでもない。いろいろむずかしい問題があるわけなんです。そういう点をあわせて実は審議会が検討している。新しい経営形態でまたこれを近代化するということが果していいのかわからない。総体の量から見まして、この際むしろ整理の方向へ塩業者の協力を求める方が望ましいんじゃないかということ、いろいろ相談をしておる。大体、塩業審議会におきましては、業者の意見ももちろん入っております。業者の中におきましてもいろいろ工夫もし、この際はそういうこととならば自分も転業してみようとか、あるいは整理の方向に賛成をしよう、こういうことも実はあるのでございます。総体の量そのものの問題、また近代化の方向、こういうことと双方にらみ合せて参るといのが、今の考え方でございます。

一つ出てきたわけですが、これは総裁も聞いておいていただきたいのですが、この錦海湾が許可になったのは、私どもの聞くところでは、三十一年度であつたと思うのですが、確かそうだと思います。実は三十一年の五月二十三日に長崎で全国塩業者の大会がございまして、その際に、新製塩に對しては公社の方で許可をお与えにならぬように、既設の業者が御案内のように流下式に切りかえるのに相当たくさんのお金を借り、そうして大きな犠牲を払ってやうと増産の道にいそむことができた現状において、新たに新製塩を許可されるといふことになれば、既設の塩田業者が非常に迷惑をこうむるというので、反対の決議がなされておるわけでございます。これは大蔵大臣も御承知かもしれませんが、そういう事実があつたわけです。

ところが、三十一年五月から八月の間に江迎、北陸、東海、佐世保——この佐世保はまだ工事に着手しておりませんが、従つて製塩事業もやっておりますが、とにかくこの四社を承認せられたわけです。こういうことで、この後になおいまお話の出たおりました錦海というところに新塩田を作ることをご認可なさつた。これが十万吨、ここで、既設の業者としては大きな権利の侵害を受ける結果になつて、今度の整理問題についても、おそろしく錦海あるいは機械製塩で製塩を始めるという業者を四社、ほかに三社ございしますが、それらの人が残つて、父祖伝米三百何十年営々として塩田にいそしんできた、しかも公社の指導に従つて多額の金を借りてやうやく持久態勢にまで持ってきたその段階において、今申し上げたような新製塩が出てきた。そのものを残して既設の業者を整理することになった場合には、これはいわゆる中小企業者を保護するという政府の考え方、あるいは公社の皆さんの考え方、政治家としてひとしくそれを考へておるとき、それを根本的にくつがえされる危険性が多分にあるというところで、現在塩業者が非常に大きな問題としてやかましく言つておるわけなんです。審議会に今かかつておるということでございますが、この錦海湾は、先ほどお話がございましたが、三十六億くらいで完成される予定であるのであります。十九億ほど今までに入れて、先般御案内のことと思ひますが、何か工事に悪いことがあつて土手がくずれてしまつた、またこれに大した金が要するというところでございします。私どもの希望するところは、この錦海湾並びに機械製塩の中で、現在動いてないものもありまして、またいろいろ研究されなければいかぬ点もございします。ところが、それらの塩業者が、全国の大会で、三十一年五月二十三日以降はやつてもらつては困るということをきめた。それを、あえて業者の意向に反して作られたこれらのものもろの新規塩田に對し、特に錦海に對し、そのしわ寄せが既設業者に及んでおる。業者は、今申したように大きな金を借りて、借金払いをしなければならぬ。収納価格は下げられた、生産制限も受けたで、四苦八苦になつておるときに、こういう圧迫を受けるということになりまして、業者の死活問題です。これは、大蔵大臣として、政治家のお立場から、錦海湾その他のものについて、五月以降新設されたものについて、

て整理するということにして、既設業者に對しては、従来当局の指令に従つてほんとうにまじめにやつてきて、増産にいそしんできたものを相当数——やむを得ない生産能率の非常に悪いものはとにかくとして、それを温存するという方針でいられることが、ほんとうの政治的なあり方ではなからうか、公社としてもそれが当然のことではなからうかと思ふのです。この点について、審議会にかけており、その結果を待つてと言われるけれども、やはりこれは補償問題にも関係するし、大蔵大臣としてもゆるがせにできない大きな問題と思ひますので、私が今申し上げた五月以降に新規塩田として許可してもらつては困るというものをやつた、そのためにこういうしわ寄せが出ておるといふことに對する整理の仕方についての私の考え方について、大蔵大臣の御同意が願えるかどうか、これをお伺いしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 冒頭に総裁からのお話でございました昭和二十四、五年というか、その時分はもう塩が足らない。そういう意味で増産計画を盛んに進められたものでございします。私なども苦い経験を持っていますので、当時工業誘致に最も適当であるから、この製塩業をやめて、工場敷地に提供したらどうか、こういうことではとてもいかにぬがという話をしたことがあるが、當時は閣議決定その他があり、絶対にそれを許されなかつた。これは當時の状況から見ると当然だと思ひます。そこで、ただいま言われますような具体的な名前が出ておりますが、三十年や三十一年、あるいは昨年など許可されたというふうなものは、これは特許の關係があつたり、いろいろなものがございますので、長い間計画をして、そしてやうやく話ができ上り、ただいま申し上げるように、許可をとり、工事を進めておるもの、かように実は思ふのであります。おそろしく、錦海湾の製塩事業にしても、こつ然として三十一年に計画され、三十一年にすぐできたというふうなことであるかどうか。おそらく長い間の経験であり、戦後のような状況から見まして、専売公社も非常に心配をしていたに違ひない。これなどは當時の責任を云々する筋ではないし、むしろそれは、事態の推移についてわからなかつたのじゃないか、こういうふうな非難が當るかわかりません。しかしながら、最近のような科学の進歩のことを考えますと、當時の状況では、なかなか簡単に將來どうなるかといふようなことも言にくいものもありましよう。そこで、いろいろ過去におきまして許可されて、そしてそれぞれの権利者が計画を進めてきて、こういう事実だけは、これはやはり了承していかなければいかぬじゃないか。そういう場合に、そういうような計画の中のを全部ひくるめてみまして、そして今後のあり方として非能率なものはやはり廃すというふうな方向に賛成を願うということ、その整理の方向へいかなければいかぬのじゃないか。ただ、今田万さんの言われるように、許可をとっている、しかし現実には製塩をまだやっておらない、工場設備はできておらない、そういうものは全部打ち切つたらどうか、こういうふうなお話ですが、そこまでは少し論理的な飛躍があるのじゃないだらうか、実情に合わないものもある

係があつたり、いろいろなものがございますので、長い間計画をして、そしてやうやく話ができ上り、ただいま申し上げるように、許可をとり、工事を進めておるもの、かように実は思ふのであります。おそろしく、錦海湾の製塩事業にしても、こつ然として三十一年に計画され、三十一年にすぐできたというふうなことであるかどうか。おそらく長い間の経験であり、戦後のような状況から見まして、専売公社も非常に心配をしていたに違ひない。これなどは當時の責任を云々する筋ではないし、むしろそれは、事態の推移についてわからなかつたのじゃないか、こういうふうな非難が當るかわかりません。しかしながら、最近のような科学の進歩のことを考えますと、當時の状況では、なかなか簡単に將來どうなるかといふようなことも言にくいものもありましよう。そこで、いろいろ過去におきまして許可されて、そしてそれぞれの権利者が計画を進めてきて、こういう事実だけは、これはやはり了承していかなければいかぬじゃないか。そういう場合に、そういうような計画の中のを全部ひくるめてみまして、そして今後のあり方として非能率なものはやはり廃すというふうな方向に賛成を願うということ、その整理の方向へいかなければいかぬのじゃないか。ただ、今田万さんの言われるように、許可をとっている、しかし現実には製塩をまだやっておらない、工場設備はできておらない、そういうものは全部打ち切つたらどうか、こういうふうなお話ですが、そこまでは少し論理的な飛躍があるのじゃないだらうか、実情に合わないものもある

のじゃないかと、実は私は心配いたして  
おりまして、直ちに御賛成はしかね  
ます。こういう点も含めて、おそらく  
塩業審議会は根本的な考え方をするだ  
ろうと思う。先ほど、私は、新規免許  
というものは十分注意するといふ  
か、新規免許は当分やらない、こうい  
う気持ちでいることははっきり申し上げ  
たつもりでございます。過去の権利者  
といふもの、それは現実の製塩業者を  
も含めて、その実情を十分考えていく  
べきではないか、これが権利の尊重と  
いうことになるのじゃないかという感  
じがいたしております。しかし、これ  
は私個人の考え方でございますし、田  
万さんの御意見なり、私のような意見  
なり、そういうようなものを一緒にし  
て塩業審議会が結論を出すものであ  
る、また出してほしい、かように私は  
期待をいたしております。

○田万委員 大臣らしい答弁で、そつ  
のない答弁ということでしょうが、と  
にかく、三十一年五月二十三日ごろ  
に、全国の塩田業者が、それ以後にお  
いて新規にやってもらうては困るとい  
うことをはっきりうたてておるわけ  
です。それはいわゆる将来の製塩の量  
がどれだけのなるかというところを見  
越して、こういうことを決議して公社に申  
し出ておるにもかかわらず、公社はそ  
の意向に反して新たに新規塩田を認め  
た。その結果今日のこういう問題が起  
きてきたということは、明らかに公社  
の、その無軌道なというところの失礼  
であるけれども、無計画的なあの塩業  
対策というものの原因があると私は考  
える。しかも、伝えるところによれ  
ば、百六十億に余るところの今度の整  
備資金が要するという。百六十億とい

のは莫大な金です。その金に比べれ  
ば、新規塩田として業者が反対して  
おったにかかわらず、あえて強行され  
たところの機械製塩に対する八社です  
か、七社ですか、それと特に錦海塩  
田、これは現在までに十九億しか使っ  
ておらない。三十六億が総予算であ  
る。十九億を切り捨てて、そうしてこ  
れで補償して済みます。百六十億の金  
を助けるか、百六十億の金を出して、そ  
うしてたくさんの方を犠牲にして錦  
海塩田を救うか、こういうような重大  
な時期に到達しておるのでございま  
すから、私が大蔵大臣にさらに一考を願  
いたいことは、このプラスになるかマ  
イナスになるかという点をよく考え  
て、今の御答弁では、はっきりされた  
御答弁であるようでないように私ども  
受け取りますので、この点は、やはり  
大きな国の台所を預かっておる大蔵大  
臣としては、百六十億と十九億の、八  
分の一の犠牲で今日の中小企業の塩田  
業者が助かるのだということだけは、  
はっきりしてもらって、どういう結果  
が出るか知りませんが、いずれ大蔵大  
臣に御相談があると思うが、一つ今か  
らその認識を得ておいていただきたい  
と思うのであります。私は大蔵大臣に  
対してはその点で打ち切りたいと思  
いますが、どうですか、もう一べん考  
えてみていただきたいと思います。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘にな  
りましたような点を十分考えて審議会  
が結論を出します。ただ、今のお話で  
は百六十億と十九億というような数字  
のお話が出ていますが、百六十億も私  
はどういうことを意味するかわかり  
ません。また、これが、もし百六十億

はその補償の金だとおっしゃるなら、  
その十九億をやめれば百六十億が助  
かる、こんな簡単なものではないだろ  
う。この点は少しその表現が——田万  
さんは非常に訴えられたと思います  
が、私は、業界の犠牲というものは  
できるだけ小さくするようにしなければ  
ならないし、塩業の近代化にいたしま  
しても、そう急ぐべきではないだろ  
う。そこに漸を追うてやっていくとい  
う考え方が望ましいのだ。そういう意  
味では、塩業者全体が犠牲に耐えるとい  
うようなことで考えていかなければな  
らないだろうと思ひます。そういうこ  
とが特に塩業審議会においても議論の  
中心であるだろうということは想像い  
たします。想像いたしますが、そうい  
うことも十分その前提というか、基本  
の問題として、この審議会が答申を出  
されることを強く要望する次第でござ  
います。

○廣瀬(勝)委員 以上できようは塩業  
についての質問は打ち切りますが、明  
らかなりましたように、結局、問題  
は、大蔵省並びに公社が日本の塩業に  
ついての見通しを誤ったということ  
に根本の原因があると思ひます。そ  
ういう観点に立つて、やはりここで十  
分に御検討願いたいのは補償なので  
す。もちろん業者の補償もございま  
しょう。しかし業者はある程度の余力  
がございます。閉鎖になったときに結  
局困るのは労務者です。この塩田労務  
者の補償について十分なる御指導をお  
願ひできますか。これは一つ総裁と大  
蔵大臣からここで言明願ひたいと思  
ひます。

○松隈説明員 先ほど申し上げました  
ように、補償の点につきましては審議

会の大きな柱の一つといたしまして、  
従業員退職金という問題を取り上げ  
ております。これに對しましては、審  
議会の委員の方々は民間の権威者であ  
りますので、社会通念上妥当と思われ  
るような線でおそらく御答申が願える  
だろうといふことを、期待しておるわ  
けでございます。

○佐藤國務大臣 十分理解と同情を  
持つて対処して参りたいと思ひます。

○廣瀬(勝)委員 この前二十八年にや  
りました例のときに、いわゆる妥当な  
線としまして六万円か七万円しか出  
されてない。今度の場合には、そう  
いふふうな世間に通らない妥当なる線  
というふうなことを公社はお考えにな  
らないように、善処願ひたいと思ひま  
す。そういう意味から、塩業審議会へ  
塩田労務者の代表をぜひお入れ願ひた  
いのですが、この点大蔵大臣いかがで  
ございましょうか。

○松隈説明員 先ほど二十八年当時の  
塩田労務者に対する補償のお金が少い  
というものであります。あのときは、  
企業の中で方式の転換というよ  
うな意味で、企業合理化に伴ひまして  
塩田労務者が余ったということ、企  
業の内部での解決というふうな考え方  
でありましたので、勢い金額も少かつ  
たのであります。今回の考え方、  
塩業審議会の考え方でも多分同じ考え  
方なのであります。生産の過剰とい  
う事象に當面して企業の整備を行うの  
だ、それから塩業の合理化をはかる、  
こういう面から進んでコスト高の塩業  
から目標を立てて整理に向うのだ、こ  
ういふことで、いわば、外部的原因に  
よつて当事者の意思を多少押しつける  
と申しますか、無理にとかういふよう

点があつても、塩業の整備といふこと  
のために、ぜひそこまで整備をして  
合理化しなければいかぬ、こういうよ  
うな観点から出ておりますので、それ  
によつて生じます労務者に対しては  
は相當の補償をすべきだ、こういう考  
えで、その基準をいかに求むべきかと  
いうことを審議会でも検討しておるの  
で、先ほど申し上げましたような社会  
通念上妥当と思われるような答申がい  
ただけるのではないかと、かように思  
つてゐるわけでありまして。

それから、塩業審議会の委員のこと  
についてお尋ねがございましたが、塩  
業審議会は公社発足当時からございま  
して、塩業の重大問題については一々  
それにお諮りしておるのであります。  
今回たまたま塩業整備のことがござ  
いましたので、人数も少し増加しまし  
たので、委員会の性格その他は變つて  
おりません。これは、公正妥協な意見  
をいただくために、一般の学識経験  
者の中から委員を出していただいて  
おる、こういうふうな考え方委員を選  
考してありますので、御了承を願ひた  
いと思ひます。

○廣瀬(勝)委員 大臣はどうお考え  
ですか、今の塩業審議会へ塩田労務  
者の代表を入れるということとは。

○佐藤國務大臣 ただいま総裁からお  
話しいたしておりますように、これは  
もう古くから審議会ができておりま  
して、重要な問題をこれにかけるとい  
ふことでございます。私は、この問題に  
ついては、専ら公社の審議会でごさ  
いますので、大蔵当局からだれだれを  
入れるといふことは、発言を差し控  
えさせていただきますと思ひます。

○廣瀬(勝)委員 先ほど来はつきりし



を伺うことにして、私はこれで終ります。

○田万委員 要望があります。大蔵大臣、公社総裁からいろいろお話を承わりましたが、われわれにはまだ納得いかない点が多々ありますので、一つ公社から塩業審議会に出されました資料、特に塩田整備に関する資料を御提出願いたいと思います。

それから、今の中小企業の塩田業者が非常に心配している実情を皆さんに知っていただくために、参考人として、山口県秋穂町、秋穂塩業組合の藤生仕郎という方と、香川県高松市生島町、生島塩業株式会社の南原正種及び塩業労働組合の小山武次、この三人の方を当委員会に招致し、その意見を聞かれるよう、委員長においてお取り計らいをお願いしたいと思います。

○早川委員長 適当な機会に理事会に諮って検討いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日水曜日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

昭和三十三年十二月十九日印刷

昭和三十三年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局